第九条第二項	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第九条第二項第一号	債権譲渡登記	質権設定登記
第十条第一項	譲受人	質権者
	債権譲渡登記	質権設定登記
第十条第一項第三号	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）	質権
第十条第三項	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十条第三項第一号及び第四項	債権譲渡登記	質権設定登記
第十条の三の見出し	譲渡担保権者等	質権者
第十条の三第一項	譲渡担保権者	質権者
第十条の三第三項	譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）	質権者
	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十条の四の見出し	譲渡担保権等	質権
	譲渡担保権者等	質権者
第十条の四第一項	譲渡担保権等（譲渡担保権又は転譲渡担保権者が取得した権利をいう。第三項において同じ。）	質権
	譲渡担保権者等	質権者
	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十条の四第二項	譲渡担保権者等	質権者
第十条の四第三項	、第二項及び	及び
	譲渡担保権等	質権
	譲渡担保権者等	質権者
	譲受人	質権者

第十一条第二項第一号	譲渡に係る債権	質権の目的とされた債権
	譲渡人	質権設定者
	譲受人	質権者
第十一条第二項第四号	譲渡に係る債権	質権の目的とされた債権
	譲渡人	質権設定者
第十二条第二項	債権譲渡登記（第十条の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。）	質権設定登記
民法第四百六十八条第一項	対抗要件具備時	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時
	譲受人	質権者

第十五条第一項中「係る動産」の下に「及び所有権留保登記がされている所有権の留保に係る動産」を加える。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　登記官は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記（前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新特例法」という。）第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。第一号において同じ。）又は債権譲渡登記（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条第二項に規定する債権譲渡登記をいう。第二号において同じ。）若しくは質権設定登記（新特例法第十四条第一項に規定する質権設定登記をいう。第三号において同じ。）がされている動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルについて、職権で、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める事項を記録しなければならない。

一　登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記　新特例法第七条第六項各号に掲げる事項

二　登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記　新特例法第八条第六項各号に掲げる事項

三　質権設定登記　新特例法第十四条第一項において準用する新特例法第八条第六項各号に掲げる事項

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八十条第四項中「第五百十六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続」を「第五百十六条第一項中「、企業担保権の実行の手続の申立人」に、「「担保権の実行の手続又は」を「「又は」に改め、「財産」と、」の下に「「、当該企業担保権の実行の手続の中止又は」とあるのは「又は」と」を、「優先出資社員」と」の下に「「、同法第八百九十一条第一項及び第四項中「、企業担保権の実行手続の申立人又は」とあるのは「又は」と」を加える。

（民事再生法の一部改正）

第十九条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（担保権の実行手続の中止命令）」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）」に、「第五十三条第一項に規定する再生